

保育園での与薬について

樹保育園

与薬とは薬を与えることです。保育園では、基本的に薬の預かりや与薬を行いません。体調が悪い時やいつも通りの活動ができない時には、家庭で様子を見ていただくか、病児または病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来園して行っていただくものです。

ただし、やむを得ない事情がある場合には保護者と保育園とで話し合い、保育時間内の与薬が必要な場合に限り、保護者からの申し込みをもって保育園の担当者が代わりに与薬します。その際には、医師が記入する「与薬指示書」（有料の場合があります）と保護者が記入する「与薬依頼書」、お薬を処方される際に病院もしくは薬局で渡される「薬剤情報提供書のコピー」の3点の提出をお願いします。

与薬の依頼を行う際には、以下の1～5の項目によく目を通していただき園までご相談ください。

1. 対象となる疾患、状態

下記（1）、（2）のいずれかに該当しているが、通常の保育に何ら差しさわりのない安定した状態であること。加えて、主治医または診察医（以下医師）が保育時間内の与薬が必要と判断し、処方した場合。

（1）慢性疾患

てんかん、内分泌系の疾患、心臓疾患、皮膚疾患等と診断されており、保育時間内の決まった時間に服用または外用する必要があると医師が判断した場合。

（2）熱性けいれんの既往

過去に熱性けいれんを起こしたことがあり、医師が保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要と判断した場合。

2. 薬の種類と取り扱い

（1）医師が処方し調剤したもの。または医師の処方により薬局で調剤したもの。

（2）慢性疾患のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断した薬。

（3）熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬。

（4）家庭で1回以上服用し、副作用などの問題がないことを確認した薬。

- (5) 外用薬や目薬などは具体的な指示を「与薬指示書」に記入してください。
(使用部位等)

3. 預かり、与薬ができない薬の種類と取り扱い

- (1) 風邪症状（咳、鼻水、鼻づまりなど）、下痢（整腸剤など）、解熱剤といった急性の病気の薬。
- (2) 保護者の判断で持参した薬。（市販薬、以前処方された薬など）
- (3) 医師の指示がなく職員がその都度、症状の有無や軽重を判断し与薬する薬。
例) 鼻水や咳がひどい時、虫に刺された時、痒みがある時など

4. 与薬の申し込み方法

- (1) 与薬の必要性が考えられる場合、保護者は担任もしくは看護師にご相談ください。保護者、担任、看護師間でお子様の状態を共有し保育時間内で与薬が必要かどうかの話し合いを行います。
- (2) 与薬が必要となりましたら、樹保育園ホームページの各種ダウンロードから「与薬指示書」、「与薬依頼書」を印刷し必要事項を記入してください。「与薬指示書」は医師が記入する書類になります。薬が処方された病院で「与薬指示書」を書いてもらってください。「与薬指示書」は有料の場合がありますのでご注意ください。
- (3) 不足なく記入、押印されていることを確認し「与薬指示書」「与薬依頼書」、薬を処方される際に病院もしくは薬局で渡される「薬剤情報提供書のコピー」、使用する薬を持参してください。
※薬の持参方法については【5. 注意事項(3)】を参考にしてください。
- (4) 薬の変更（種類、用法・用量）が生じた場合にはその都度「与薬指示書」「与薬依頼書」「薬剤情報提供書のコピー」を提出してください。

5. 注意事項

- (1) 医師の診察を受ける時には必ずお子様の保育時間、保育園では原則薬は預かっていない事を伝え、可能な限り家庭での内服・外用となるように相談してください。
- (2) 病後や、体調不良、いつもと違う様子がある、ご家庭で薬を使用している場合には必ずルクミーに記入して登園時にも口頭で職員に伝えて下さい。

(3) <散薬・水薬を与薬する場合>

1回分を袋もしくは容器に用意してください。袋、もしくは容器に「お子様の名前」「薬剤名」「日付、与薬時間」を記入してください。

<外用薬（塗り薬）を与薬する場合>

薬の入った容器（もしくはチューブ）そのものを預かります。処方時にご家庭用と、保育園用の2つの容器（もしくはチューブ）を処方してもらってください。また、保育園で使い切った場合、空になった容器（もしくはチューブ）を返却いたします。同じ薬を継続して使用する際には、補充を持ってきてください。

(4) 熱性けいれんの坐薬を使用する場合には原則として保護者に連絡し、同意のもとと使用します。そのため、緊急連絡先はいつでも確実につながる番号と連絡のつく場所を記入してください。また、坐薬は応急処置ですので連絡が入り次第速やかにお迎えをお願いします。

(5) 内服後の嘔吐、座薬挿入後の排出の際にはすぐに保護者に連絡します。医師と相談し、嘔吐や排出後の対応を「与薬指示書」の特記事項欄に具体的に記入してください。

(6) 外用薬による治療は継続して使用することが最も重要です。そのため園での外用薬の使用はご家庭でのケアが十分になされていることが前提となります。ご家庭での使用が確認できない、休暇後の登園で症状が悪化している等が続く場合は外用薬の預かりをお断りすることがあります。必ずご家庭で継続的な使用とケアをお願いします。

(7) (冬や暑い時期は特に) 登園時から皮膚の乾燥やそれに伴う出血、痒みの訴えがあるお子様がいらっしゃる場合があります。起床後の登園前にもケアをすることで日中の活動に集中して取り組むことができます。必ずご家庭でのケアを行い、病院を受診するなど、お子様が心地よく園で活動に参加できるようにご理解とご協力をお願いします。

2026年1月作成

2026年2月追記